

令和8年 第3回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和8年3月26日（木）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎 本館3階大会議室

3. 出席委員 9名

会 長	4 番	秋	吉	一	郎
委 員	1 番	久	保	光	輝
	2 番	衛	藤	将	明
	5 番	江	藤	国	子
	6 番	佐	藤	政	也
	7 番	松	田	浩	二
	8 番	佐	藤	誠	一郎
	9 番	高	田	英	
	11 番	竹	林	論	一

4. 欠席委員

	3 番	縣	浩	一郎
	10 番	大	津	雄 司

5. 議事参与が制限された委員 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ②農地法第3条許可の取消の報告について
- ③農地法第4条許可の取消の報告について
- ④農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑥農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ⑦農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑧非農地証明の発行について
- ⑨農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
- ⑩農用地利用集積計画の決定について（農地売買支援事業分）
- ⑪その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 藤川恭司、局長補佐 生野敏博、主査 興梠太希、行政専門員 長松喜久一

(事務局)

時間になりましたら、総会の方に入っていくという段取りですが、本日は、令和6年度全国農業新聞の増加した部数が全国の10位に入っておりまして、表彰状がございまして、伝達式に、全国農業会議所代表の方の代表として、一般社団法人大分県農業会議の佐藤事務局長がお忙しい中こちらにご来場していただいております。その表彰状の伝達式を最初に時間をいただきたいと思っております。では早速始めます。被表彰者、由布市農業委員会、秋吉会長は前にお進みください。

(表彰状授与及び佐藤事務局長あいさつ)

(事務局)

ありがとうございました。ではここで佐藤事務局長はご退席となります。ご多忙のところ、大変ありがとうございました。

(佐藤事務局長退室)

総会に入る前にもう1点、最初に私の方からお伝えさせていただきます。

郵便で、3月の中旬にかけまして、農業委員さん、または推進員さんに、能率給について、総会で、質問が出たときに、3月分は次の年度の能率給計算に反映されますということを説明したところですけど、支出の段階で、支出の規定で読み返したところ、4月から2月までの金額が能率給に反映するということを、もう随分前から運用してきていると。運用といいますか、規則で決まっております、その規則に基づいて、4月から2月で交付するというところになっていたところ、3月、誤った説明をしてしまいまして、手紙を送らせていただいたところです。

その点について、改めて総会が始まる前にお詫びをいたしたいと思えます。大変すみませんでした。

では、これから総会に入らせていただきたいと思います。この次第に沿って、会議を進めさせていただきます。出席確認及び行事報告ですが、出席農業委員さんにつきましては11名中9人となっております、会議規則第8条により総会は成立いたします。ただいまより令和8年、第3回由布市農業委員会総会を開会いたします。

3. 会長挨拶

(議長)

この後、議事が入っておりますので、審議をよろしく願います。

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日1日間といたしますが、

これに異議ございませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

異議なしと認めます。

従って会議は本日1日間と決定しました。次に会議録署名委員の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号5番江藤国子委員よろしく願います。

続きまして、採決についてお諮りします。これから採決します。

日程第1から第10号までのすべての件は会議規則第14条により、挙手をもって採決をいたしますが、ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

それではただいまより会議規則第7条による議案の審議を行います。
なお、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は退席をすることになっておりますのでよろしくお願いします。
日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、7件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

日程1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告
【事務局朗読説明】

(議長)
はい議案1から7号につきましては報告ということでご了承いただきたいと思います。
日程第2 農地法第3条の許可の取り消しの報告について1件あります。
議案説明を事務局お願いします。

日程2 農地法第3条の許可の取消しの報告について
【議案朗読説明】

(議長)
議案8号につきましては報告ということでご了承いただきたいと思います。
日程第3、農地法第4条の許可の取り消しの報告について1件あります。
議案説明を事務局よろしくお願いします。

日程第3 農地法第4条の許可の取消の報告について
【議案朗読説明】

(議長)
議案9号につきましては報告ということでご了承いただきたいと思います。
日程第4、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。
議案説明を事務局お願いします。

日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
【議案朗読説明】

(議長)
議案10号について私の方から説明します。場所は、湯平の市街地から、農免道路の方向に5分程のところに庄内と湯布院の境に、庄内湯平大橋があり、刈7区のところ
です。受人は住職であります。今回は渡人が年を取ってできないということで、渡人の土地を売りたいということで話ができたようです。受人は自分も農業をしていますので、問題ないと思いますので審議よろしくお願いします。

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 11 号について説明を事務局よろしくお願いします。

(事務局)

場所は 210 号線大分方面に行き城陽石油から医大方面に旧道を 200 メーター上ったところから、さらに右に 100 メーター入った農道沿いの農地となっております。草刈等もできており、管理はしているようです。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 12 号について説明を 7 番松田委員よろしくお願いします。

(松田浩二委員)

この物件はですね 18 条の合意解約されてなかった案件です。場所は、挾間町来鉢字下来鉢と言って集落の中の近辺です。県道 51 号線沿いであります。この度、渡人が施設に入居しており、子供たちも独立しているということで、家も売買しているというようなことで、受人の方が、土地をもう長く小作していたということです。受人の方が、大分市の方で建設会社を営んでいて、自分の家でもですね、米作りをしているということで、経営面積が五反ということで、農機具もすべてで所有しているということで、渡人の方と話が進み贈与という形になったということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される議員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 13 号について説明を担当の議席番号 8 番、佐藤委員よろしくお願いします。

(佐藤誠一郎委員)

13 番のご説明を申し上げます。

この物件につきましては 3 月 12 日木曜日に確認をしてございます。

申請地は庄内町畑田、猪野地区から大津留の方に抜ける県道 52 号線沿いにある農地です。申請地の 4 筆は渡人が管理できないことから、不動産業者を仲介してまとめた物件です。譲受人は夫婦で営農する予定で、耕運機は 3 台、草刈り機を 4 台所持してございます。田については、サツマイモや玉ねぎを、畑については、柿や露地野菜を栽培する予定となっております。何ら問題ないと思います審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される議員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 5、農地法第 4 条の規定による許可申請について 3 件あります。

議案説明を事務局お願いします。

日程第 5 農地法第 4 条の規定による所有権移転の許可申請について
【議案朗読説明】

(議長)

議案 14 号について、説明を事務局お願いします。

(事務局)

では 3 番縣委員が本日欠席ですので私の方からご説明させていただきます。

では別冊の資料のですね 3 ページをお開きください。

まず申請地ですけれども、塚原の中でも一番北のほうに位置するような場所になります。竹内牧場とかでミルク村とかあると思うのですが、あの辺りの界限になっております。申請人ですけれども、塚原の方で酪農に精力的に営まれている方で、今回、添付資料の 5 や 6 を見てもらってわかるように、もう申請地自体は、このような砂利敷きとかしておいて、もうほとんど非農地化されているような形になっております。続きまして 7 ページをお開きください。ちょっとこちらすいません筆の境界とかが示されていないので、該当の筆がわかりにくいかなと思うのですが、こちらでちょっと赤く枠囲みされておるようなところですね、上の方に堆肥舎というのがあるかと思うんですけれども。こちらを新たに増設し事業の拡大に伴って増設する、そういった計画になっております。計画性であったりとかですね資金面であったりとか、あとは県が入っているような事業ということもありますので、その実施性というところも問題ないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 15 号について説明を担当の議席番号 9 番、高田委員よろしく願いします。

(高田英委員)

15 号議案説明いたします。位置図・字図の 9 ページです。

湯布院駅のところから JR ずーっと中央付近に走っておりまして、隣の 10 ページのところに長因寺っていう所があるのですが、その右側をずっと上っていくと湯布院インターに出ます。その長因寺の南側が申請地でございます。次の 11 ページをご覧ください。9 ページの、北側の 2412-3 が今現在、家があって、お母さんと息子さん夫婦ともう一家族で同居していますが、老朽化したことによって、自宅の前に農地

があったので、ここに新たに家を建てて、夫婦で居住するっていうことでございます。隣に青い線が入っていますが、ここが白滝水路。組合が管理している水路ですね、ここに排水されるということを聞いておりまして、水路組合の同意もあつてですね、また第3種農地ということでもありますので、特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案16号について説明を担当の議席番号8番、佐藤委員よろしくお願いいたします。

(佐藤誠一郎委員)

はい議案16号説明いたします。

申請地は先ほど3条の13号で説明した農地に隣接する土地でございます。

申請地の奥の1241番地、資料でいきますと、16ページから20ページに資料がございます。宅地に進入路がなかったことから、随分と前から道路として使用していたものでございます。農地法とか怠り転用をしたことに対して始末書を付してございます。水路組合の脱退通り排水の同意をいただいております。すでに進入路として使用しており、転用やむなしと判断いたしました審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第6、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、2件あります。議案説明を事務局お願いします。

日程第6 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について 【議案朗読説明】

(議長)

議案17号について説明を担当の議席番号8番、久保委員よろしくお願いいたします。

(久保光輝委員)

場所は挾間町向之原で挾間庁舎の横になります。西側ですね、自宅の隣にある畑になっております。渡人と受人の関係性は親子です。今回、息子夫婦が家を建てるため、今回の申請になりました。始末書一部追認という形でご覧の通り、位置図、字図情報定番ページ24番。砂利敷きのところが対象となって、追認という形で始末書がついておりますし、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 18 号について説明を担当の議席番号 1 番、久保委員よろしく申し上げます。

(久保光輝委員)

議案番号 18 番です。場所は挾間町向之原、挾間のマルミヤストア横の風間調剤薬局の東側になります。場所ですが自宅横が畑になっております。渡人受人の関係性は親子です。今回息子夫婦が住居するための住宅を建設するために申請に至りました。農振も外れており、隣地同意、排水同意書もあります。問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

(議長)

質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 7、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について 1 件あります。議案説明を事務局申し上げます。

日程第 7 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について 【議案朗読説明】

(議長)

議案 19 号について説明を担当の議席番号 2 番、衛藤委員よろしく申し上げます。

(衛藤将明委員)

ご説明いたします。3 月 12 日に現地確認等立ち会いのもとで参りました。申請地は南由布駅から 11 号線由布院駅方向、400 メートルほど進み、九州林産湯布院事務所の先を、南側に 50 メートルほど上ったところに申請地があります。別冊の 38 ページの申請地の赤囲いの部分の場所が違うのですが、株式会社トネリコ有料老人ホームと記載がある下の農地になります。申請人の方はですね今別府の方でホテルムレ別府ということで運営している会社になりまして、湯布院町内に、何か今後 2 棟ほど建設の予定があり、その建設用の木材を置くための資材置き場として、今回申請を上げております。砕石敷きを予定しており雨水等での今後の問題もないと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして日程第 8、非農地証明の発行について 1 件あります。

議案説明を事務局申し上げます。

日程第 8 非農地証明の発行について

【議案朗読説明】

(議長)

議案 20 号について質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

日程第 9、農地利用集積等促進計画について 14 件あります。

議案説明を事務局お願いします。

日程第 9 農用地利用集積等促進計画について

【議案朗読説明】

(議長)

議案 21 号から 34 号について一括して質疑を受けます質疑がある方は、議案番号を述べるようにお願いします。

(高田英委員)

34 号の佐賀県唐津市クライム株式会社どういった会社なのでしょうか。
湯布院で農業するっていうことは何らかの拠点を構えてやるのですよね。
その辺のところをちょっと詳しく教えてください。

(江藤国子委員)

工場ですけど、カットネギをされていて 1 人常駐の人が全部作業をして、3 回ぐらいローテーションして収穫するんですけど、そのまま全部久留米に持って行ってカットする。塚原の方にも今 3 ヘクタールぐらいあって、結構荒れたところを使ってくれるので、もう皆さんに喜ばれている。

(議長)

他に質疑ありませんか。なければ一括して承認に移ります。

承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により議案 21 号から 34 号を承認します。

日程第 10、農用地利用集積計画の決定について、農地売買支援事業 1 件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

日程第 10 農用地利用集積等促進計画の決定について（農地売買支援事業）
【事務局朗読説明】

（議長）

議案 35 号について質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

その他何かあれば何かありますか。

なければ終了いたします。以上で会議規則第 7 条による議案審議は終了します。
審議、大変お疲れ様でした。

議事録署名委員
